

延岡市水産業販路拡大等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の水産業の活性化を図るため、水産関連事業者による販路拡大等の活動に対する経費の一部を補助することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であつて、次条第1項各号に掲げる補助対象事業を行う者とする。

- (1) 主たる事務所又は事業所の所在地が本市にある次に掲げる者であつて、市内で生産し、採取し、若しくは加工された水産物を販売するもの
 - ア 漁業者
 - イ 漁業者によって構成される2名以上のグループ
 - ウ 製造業者
- (2) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がないこと。
- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 販路拡大事業 市外における商談会、展示会等への出展を行い、販路拡大を図る事業
 - (2) 高付加価値化事業 新たな商品の開発やブランド化等を行い、生産物の高付加価値化を図る事業
 - (3) プロモーション事業 自社や自社製品等のプロモーションを行う事業
 - (4) 設備導入事業 生産又は販売の拡大に資する必要な器具、装置等を導入する事業
 - (5) 漁船設備整備・更新支援事業 漁船に搭載された動力装置および操業に使用する機器の整備または更新に係る費用
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は公共的団体により補助を受けている事業又は補助を受ける予定がある事業については補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 申請者は、補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象経費に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の前日までに市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第1号）
- (2) 経費の積算根拠となる書類の写し
- (3) 市税の完納を証する書類
- (4) 主たる事務所又は事業所の所在地が本市にあることを証する書類（前号の書類に記載された住所が市外の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市外に住所を有する個人又は市外に登記のある法人においては前項第3号の書類に代えて本市で生産し、採取し、若しくは加工された水産物である旨を明示して出荷し、又は販売することを誓約する書類又はその実績が分かる書類を提出しなければならない。

（事業の中止又は変更）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、前条第1号の事業計画書兼収支予算書に記載した支出額の3割以内の減額その他申請の必要がないと市長が認める変更についてはこの限りでない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書兼収支計算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (3) 実施した補助対象事業の概要が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、その内容を補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書（様式第4号）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（関係書類の備置き）

第10条 補助事業者は、事業の状況、費用の収支その他実施した補助対象事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を補助対象事業完了後5年間備え置かなければならない。

（要綱の見直し）

第11条 この要綱は、社会状況の変化、運用状況、実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、本事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

2 規則第18条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定める期間とする。

3 補助事業者が、前項の期間内に財産を処分したことにより収入があった場合には、市長は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和12年3月31日限りその効力を失う。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和13年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	申請できる回数
(1) 販路拡大事業	<ul style="list-style-type: none"> 市外における商談会、展示会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担金、会場使用、ブース装飾及び備品等資材借入に係る費用 市内から目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用（ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外）、または、市内から最も遠方の目的地までの自動車の燃料費、市内から最も合理的な経路により移動した場合の有料道路通行料として、補助事業者が支払った費用（なお、燃料費及び有料道路通行料の算定方法については別途定める） 宿泊費用として、補助事業者が支払った費用 市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内 ※2名以上の漁業者がグループで複合漁業を推進する場合は3分の2以内	150千円	補助限度額に達するまで
(2) 高付加価値化事業	<ul style="list-style-type: none"> 新商品開発に直接使用し、消費される原料、材料、副資材等の購入に係る費用 新商品開発に直接使用する機材、備品等の購入に係る費用 新商品開発に必要な食品検査等に係る費用 市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内 ※2名以上の漁業者がグループで複合漁業を推進する場合は3分の2以内	100千円	1回
(3) プロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> 自社や自社製品のPRに資する販促物の制作に係る費用 自社や自社製品のPRに資する動画、ホームページ等の制作に係る費用 市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内	100千円	2回 別事業に限る
(4) 設備導入事業	<ul style="list-style-type: none"> 生産又は販売の拡大に資する器具、装置等の導入に係る費用 市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内	100千円	2回 別事業に限る
(5) 技能・知識向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 講師の招聘や市外での研修、視察等にかかる、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として補助事業者が支払った費用（ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外） 講師の招聘や研修、視察等にかかる宿泊費として補助事業者が支払った費用 市外における研修、セミナー、視察等にかかる受講料や入場料の費用 	2分の1以内	50千円	1回

	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーや研修会を開催するのに必要となる講師謝金 ・セミナーや研修会を開催するのに必要となる会場使用料 ・市長が特に必要と認める費用 			
(6) 知的財産保護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商品、技術等に関する法的独占権獲得による保護を行う事業 ・市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内	100千円	補助限度額に達するまで
(7) アドバイザー等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・経営、商品保護等に関する専門家からの助言や相談、指導等を導入する事業 ・市長が特に必要と認める費用 	2分の1以内	100千円	1回

なお、申請できる回数については、原則とし予算の範囲内で市長が特に認める場合はこの限りでない。